

守谷市国民健康保険条例の一部を改正する条例

守谷市国民健康保険条例（昭和34年守谷町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「40万4,000円」を「40万8,000円」に改め、同項ただし書中「1万6,000円」を「1万2,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る守谷市国民健康保険条例第7条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

令和3年11月30日 提 出

守谷市長 松丸修久

令和 年 月 日 原案 決

議案	頁数
78号	1

提案理由（議案第78号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の金額の改正を行うものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
78号	2

守谷市国民健康保険条例新旧対照表

改正	現行
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに<u>1万2,000円</u>を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万4,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに<u>1万6,000円</u>を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>

78号	議案 頁数 3
-----	---------------